

一般社団法人 にほんまつ城山クラブ

定 款



一般社団法人にほんまつ城山クラブ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人にほんまつ城山クラブと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県二本松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、スポーツ・文化の振興を図り、市民の健康保持増進、地域コミュニティの促進、豊かな高齢者社会の創造及び青少年の健全育成等明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型地域スポーツクラブの運営事業
- (2) 各種スポーツ教室、文化活動、興業、イベント、大会の開催事業
- (3) 会員の親睦を図るための事業
- (4) スポーツを通じた健康増進事業
- (5) スポーツ基金事業
- (6) 人材育成事業
- (7) 施設の管理運営事業
- (8) スポーツに関する情報の提供・発信事業
- (9) スポーツに関する調査・研究事業
- (10) 指導者の育成・派遣事業
- (11) スポーツ関連商品の販売事業
- (12) スポーツ関連書籍の販売事業
- (13) スポーツに関する保険代理店事業
- (14) トレーニング教室及びスポーツ傷害予防指導教室の開催事業
- (15) 国際交流に関する事業
- (16) 環境保全活動に関する事業
- (17) 前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業
- (18) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、次の2種とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動・運営に参画する個人及び法人
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助するために入会した個人及び法人

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又はその他規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務が1年以上履行しなかったとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき
- (4) 総正会員の同意があったとき

(会費・その他拠出金品の不返還)

第12条 当法人は、会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に規定するもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から社員総会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき

(招集等)

第17条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、社員総会の目的たる事項及びその内容・日時並びに場所を示して、開催日の2週間前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、一般法人法及びこの定款に規定するものを除き出席した総正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、出席した総正会員の議決権の3分の2以上をもって決する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部の譲渡
 - (5) 解散及び継続
 - (6) 合併契約の承認
 - (7) その他法令又は本定款で定めた事項
- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理とした決議を委任することができる。
- 4 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員全員に対して、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 社員総会に出席した正会員の数（書面表決者及び電磁的方法表決者、表決委任者を含む）
 - (4) 審議事項及び決議事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言の要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事並びに正会員のうちからその社員総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定等)

第23条 当法人に次の役員を置く。

理事3名以上8名以内

監事1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、当法人の代表理事とする。
- 3 理事のうち複数名を副理事長とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は社員総会において、出席した正会員の議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長は理事会の決議により理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と法令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときには、理事長に対し理事会の招集を請求すること。その場合、請求日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不相当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること

- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 役員は、第23条に定める定数を欠くに至るときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事及び監事は、その地位にふさわしくない行為があったときには、社員総会において、総正会員の半数以上で総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。

(報酬等)

- 第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の議決を経て、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第31条 当法人は、一般法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人には理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
 - (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、廃止及び変更
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - (6) 第31条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、3か月に1回、毎年計4回開催とする。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき
 - (4) 本項第2号及び第3号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事又は監事が招集したとき

(招集)

- 第35条 前条第3項第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときには、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、副理事長又は他の理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第37条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席しなければ開催することができない。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した代表理事がこれに署名又は電子署名若しくは記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備えおく。

第7章 基金

(基金の拠出)

第42条 当法人は、基金の拠出を会員又はその他の第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第43条 基金の募集、割当及び払込み等の手続きに関しては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第44条 基金拠出者は、前条に規定する「基金取扱規定」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第45条 基金は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲内において返還するものとする。

(代替基金積立)

第46条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、この代替基金については取崩しを行わないものとする。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第47条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載されている財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第48条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議によって定める。

(経費の支弁)

第49条 当法人の経費は、当法人の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第50条 当法人の事業年は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(長期借入金)

第53条 当法人が資金の借入れをしようとするとき、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じである。

(会計原則)

第54条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計慣行を斟酌しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第55条 当法人は、会員その他の者に対し剰余金の分配をすることはできない。

2 会員その他の者に対する剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経なければ変更することができない。

(合併等)

第57条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部または一部を譲渡をすることができる。

(解散)

第58条 当法人は、一般法人法第148条の事由によって解散する。ただし、同条第3号の事由の場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第59条 当法人が解散等により清算するときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

- 第60条 当法人は事務を処理するために、当法人に事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、クラブマネジャー及びその他の職員を置くことができる。
 - 3 クラブマネジャー及びその他の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 クラブマネジャー及びその他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第11章 情報公開

(情報公開)

- 第61条 当法人は、公平かつ開かれた活動を推進するため、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第62条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第12章 附則

(最初の事業年度)

- 第63条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

- 第64条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	半澤	美樹夫
設立時理事	菅野	力雄
設立時理事	小林	正彦
設立時理事	杉内	貞夫
設立時代表理事	半澤	美樹夫
設立時監事	渡辺	征二
設立時監事	西沢	榮一

(設立時社員の氏名及び住所)

第65条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

住所 福島県二本松市亀谷一丁目59番地

氏名 半澤 美樹夫

設立時社員

住所 福島県二本松市金色396番地3

氏名 菅野 力雄

設立時社員

住所 福島県二本松市成田日向127番地4

氏名 小林 正彦

(法令の準拠)

第66条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人にほんまつ城山クラブを設立するためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 28年 11月 9日

設立時社員 半澤 美樹夫

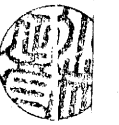


設立時社員 菅野 力雄



設立時社員 小林 正彦

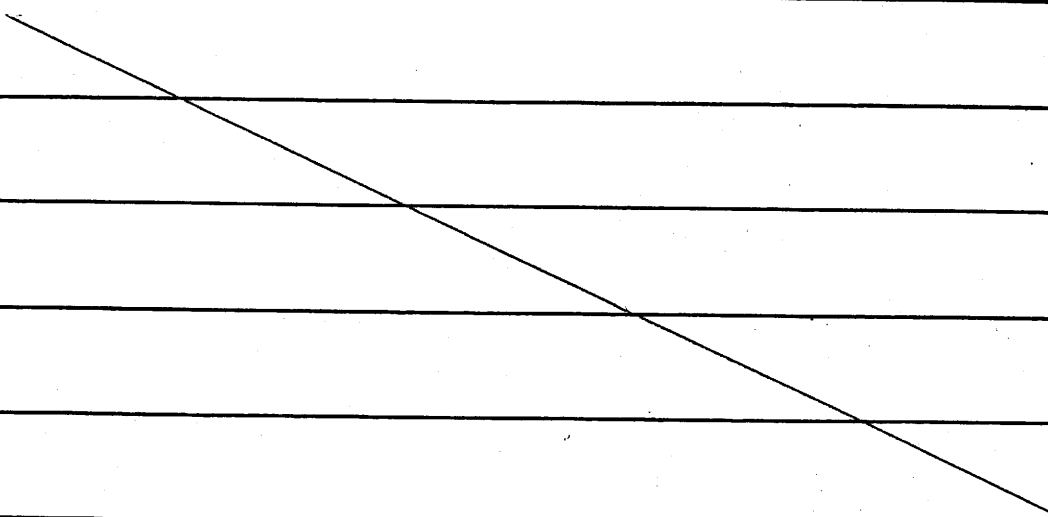






平成 28 年 登簿 第 165 号

この定款の設立時社員 菅野力雄 外 1 名の
代理人でありかつ設立時社員である半澤美樹夫
は、本公証人の面前で、全設立時社員が各自の記名
押印を自認している旨を陳述した。 —————



よってこれを認証する。 —————

平成 28 年 11 月 10 日

本職役場において。

福島県福島市中町 5 番 18 号

福島地方法務局所属

公証人 保坂 栄 治 

半澤

